

川崎市交通局規程第5号

川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程（昭和32年交通部規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の交通企業職給料表（1）及び交通企業職給料表（2）の適用職員の表備考に次の1項を加える。

- 3 初任給規程第4条の2の適用を受ける者であって、第4条第3項ただし書によりその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとして同条第4項及び第5項の規定を適用することがその者に有利である場合には、前2項の規定にかかわらず、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の規定は、令和8年3月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正

する規程（令和 8 年川崎市交通局規程第 4 号）附則第 2 項の適用を受ける者に対する改正後の川崎市交通局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程別表第 2 交通企業職給料表（1）及び交通企業職給料表（2）の適用職員の表備考第 3 項の適用については、「初任給規程第 4 条の 2 の適用を受ける者」とあるのは「川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（令和 8 年川崎市交通局規程第 4 号）附則第 2 項の適用を受ける者」とする。